

山梨県公報

昭和第九号

日曜水

平成一十七年
一月十五日

監査委員 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表.....

山梨県監査委員 同 同 同 萩中石望
澤込井月 幸孝脩彦元徳勝

山梨県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づいて実行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成一十七年一月十五日

平成26年度 定例監査実施結果(下期分)

監査実施所属数				計
監査箇所	本庁	かい	その他の機関	1
知事政務局		1		7
企画県民部		3		3
総務部		18		18
福祉保健部		1		1
森林環境部		7		7
産業労働部		1		1
観光部		8		8
農政部		7		7
県土整備部		50		51
教育委員会		12		12
公安委員会		115		116
合計				

2 監査対象期間 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間 平成26年9月12日～平成27年2月5日

監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に關する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重點的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度「扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び認定後の確認は適切に行われているか。」を重点事項とした。

また、今年度は「手当等の返還が行われた場合に改善措置が適切に講じられているか。」を行政監査として定例監査と併せて実施している。

監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が堅苦なもので、單純な誤謬に起因すると認められるもの	
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項	

処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ、処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。なお、必要があると認められる事項については、その処理状況の回答を求める。

意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められた
が、それ以外については、概ね適正に処理されていた。
監査の結果、指導事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	2	2	1		4	1		2		12
指導事項	21	19	25	16	13	17	1	5		117
注意事項	2	3	16	2	1	20		3		47
意見										0
合計	25	24	42	18	18	38	1	8	2	176

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	平成 25 年 1 月～平成 26 年 9 月
監査実施日	平成 26 年 1 月 19 日、平成 27 年 2 月 3 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
監査実施日	平成 26 年 9 月 16 日、10 月 23 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	企画県民部 較南北地域県民センター（西八代）
監査対象期間	平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
監査実施日	平成 26 年 9 月 12 日、10 月 16 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
監査実施日	平成 26 年 9 月 17 日、10 月 16 日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1 件 (給与 1)	
1) 給与の支給が遅延していた。(合計 30,000円)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
監査実施日	平成 26 年 9 月 25 日、10 月 24 日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1 件 (給与 1)	
1) 給与の支給が遅延していた。(合計 30,000円)	
(注意事項) なし	

<p>(指摘事項)なし (指導事項)2件 (給与1、財産1)</p> <p>1) 平成25年1・2月分の給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計 93,000円)</p> <p>2) 建物管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、建築物環境衛生管理技術者が変更となつた場合には所管する保健所に変更届を提出することとなつてゐるが、監査日現在、届出がなされていなかつた。</p> <p>(注意事項)1件 (給与1)</p>																																																	
監査対象所属	総務部 総合県税事務所																																																
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月																																																
監査実施日	平成26年11月6日、平成26年12月18日																																																
<p>(指摘事項)なし (指導事項)2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県税過年度分</th><th>科目</th><th>平成25年度決算時</th><th>平成26年10月未現在</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人ゴルフ場利用税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>接種油引取税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>県たばこ税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>個人県民税</td><td>1,866,907,236</td><td>1,568,193,949</td><td></td></tr> <tr> <td>法人県民税</td><td>24,089,549</td><td>14,628,075</td><td></td></tr> <tr> <td>個人事業税</td><td>37,543,513</td><td>28,310,930</td><td></td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>37,519,741</td><td>24,066,426</td><td></td></tr> <tr> <td>不動産取得税</td><td>173,685,807</td><td>122,794,568</td><td></td></tr> <tr> <td>自動車税</td><td>242,274,811</td><td>172,015,163</td><td></td></tr> <tr> <td>鉛区税</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,382,020,657</td><td>1,930,009,111</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2) 臨時職員の欠勤に伴う賃金の減額について、欠勤時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として計算することとなつてゐるが、45分の欠勤時間について端数を処理しないまま支払いを行つてゐたため、減額が過少となつていた。</p> <p>(注意事項)なし</p>		県税過年度分	科目	平成25年度決算時	平成26年10月未現在	個人ゴルフ場利用税	0	0	0	接種油引取税	0	0	0	県たばこ税	0	0	0	個人県民税	1,866,907,236	1,568,193,949		法人県民税	24,089,549	14,628,075		個人事業税	37,543,513	28,310,930		法人事業税	37,519,741	24,066,426		不動産取得税	173,685,807	122,794,568		自動車税	242,274,811	172,015,163		鉛区税	0	0		合計	2,382,020,657	1,930,009,111	
県税過年度分	科目	平成25年度決算時	平成26年10月未現在																																														
個人ゴルフ場利用税	0	0	0																																														
接種油引取税	0	0	0																																														
県たばこ税	0	0	0																																														
個人県民税	1,866,907,236	1,568,193,949																																															
法人県民税	24,089,549	14,628,075																																															
個人事業税	37,543,513	28,310,930																																															
法人事業税	37,519,741	24,066,426																																															
不動産取得税	173,685,807	122,794,568																																															
自動車税	242,274,811	172,015,163																																															
鉛区税	0	0																																															
合計	2,382,020,657	1,930,009,111																																															
監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所																																																
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月																																																
監査実施日	平成26年10月31日、12月1日																																																
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項)なし (指導事項)1件 (収入1)</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p> <p>(合計 22,634円)</p> <p>(注意事項)なし</p>																																																	
監査対象所属	企画県民部 県民生活センター																																																
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月																																																
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年1月27日																																																
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項)なし (指導事項)1件 (契約1)</p> <p>1) 平成26年度弁護士相談業務に係る委託契約書において、委託料の年額の記載に誤りがあつた。</p> <p>また、取引による消費税及び特別地方消費税相当額に金額が記入されていなかつた。</p> <p>(注意事項)1件 (給与1)</p>																																																	
監査対象所属	総務部 職員研修所																																																
監査対象期間	平成25年8月～平成26年8月																																																
監査実施日	平成26年11月21日、平成26年12月24日																																																
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項)なし (指導事項)3件 (収入1、財産2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 5,809,598円 平成26年度分 55,200円 合計 先次5件 5,864,798円</p> <p>[特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 83,854,314円 平成26年度分 1,483,221円</p>																																																	

合計 先数 163 件 85,337,535 円	監査対象所属 福祉保健部 島根保健福祉事務所
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	監査対象期間 平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
過年度分 598,797 円 平成 26 年度分 1,151 円	監査実施日 平成 26 年 9 月 18 日、10 月 16 日
合計 先数 28 件 559,948 円	監査の結果
③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 10,530,137 円 平成 26 年度分 24,149 円	
④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分 先数 14 件 10,554,286 円	
⑤母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 先数 6 件 274,929 円	
2) 公有財産の使用許可事務において、平成 26 年 4 月から使用許可期間を更新したものが 2 件 あつたが、公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項に定める移動報告がなされていなかつた。	(指摘事項) なし (指導事項) 2 件 (収入 1、支出 1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計] ①生活保護費返還金 過年度分 24,194,651 円 平成 26 年度分 423,218 円
3) 建物内の事務室に係る行政財産の使用許可において、許可期間が 1 年を超えている場合には、 許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかつた。ま た、許可指令書に規定を追加する変更使用許可も行われていなかつた。	②住宅手当緊急特別措置事業返還金 過年度分 先数 1 件 16,200 円 [特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 4,092,214 円 平成 26 年度分 118,930 円
(注意事項) 1 件 (給与 1)	合計 先数 15 件 4,211,144 円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2 件 87,412 円
監査対象所属 福祉保健部 中北保健福祉事務所 (中北支所)	2) 母子福祉資金において、子が借受者となる貸付の事務手続きに次のとおり不備があつた。 ①貸付申請書において、母が連帯借受者及び連帯保証人となっており、母を連帯保証人として いる借用証書と内容が一致していなかつた。 ②貸付時点の貸付基準では、子が借受者で母が法定代理人及び連帯保証人の場合には特別代理 人の同意を得ることと定められているが、この手続きがなされていなかつた。
監査対象期間 平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月	(注意事項) なし
監査実施日 平成 26 年 9 月 19 日、10 月 22 日	
監査の結果	
(指摘事項) 指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間 平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月	監査対象期間 平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月
監査実施日 平成 26 年 9 月 29 日、11 月 11 日	監査実施日 平成 26 年 9 月 29 日、11 月 11 日
監査の結果	監査の結果
(指摘事項) なし	(指摘事項) なし
(指導事項) 1 件 (収入 1)	(指導事項) 2 件 (収入 1、契約 1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計]	1) 昨年度の定期監査において自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可に係る使用料を 家庭貨付料（自動販売機）として誤った科目で収入していたことについて指導事項となり、そ の改善措置として適正な収入科目に更正する旨の報告があつたが、今年度の監査で確認したと ころ科目更正の手続きが行われていなかつた。 2) 昨年度の定期監査において、公用車用燃料による契約は単価契約であるが、違約金条項の記 載内容が単価契約のものとなつておらず、昨年度指導事項となっていたが、今年度の 監査においても昨年度と同様に、単価契約の公用車用燃料の購入に係る契約書において、違約 金条項の記載内容が単価契約のものとなつておらず、昨年度指導事項としたことが改善されて いなかつた。
(指導事項) 3 件 (収入 1、給与 1、財産 1)	(指導事項) 3 件 (収入 1、給与 1、財産 1) [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 1,686,900 円 平成 26 年度分 1,562 円
合計 先数 2 件 1,688,462 円	②生活保護費返還金 過年度分 先数 1 件 166,200 円
④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	
平成 26 年度分 先数 1 件 67 円	
(注意事項) なし	過年度分 先数 5 件 3,419,481 円

〔特別会計〕	
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 20,924,552円 平成26年度分 338,069円
合計 先数 50件 21,262,621円	
②母子福祉資金貸付金償還金（利子）	過年度分 331,026円 平成26年度分 728円
合計 先数11件 331,175円	
③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 先数 6件 3,184,707円
④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）	過年度分 先数 6件 173,009円
2) 3月末で支給すべき事由が消滅した2、3月分の児童手当は、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」により4月8日に支給することとされているが、支払いがされないなかつた。（1件20,000円）	
また、当所の出納閉鎖期間中に支払いが行えなかつたことから異動先において、支払いがされていた。	
3) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から賃料の改定及び使用許可期間の更新を行つてあるが、公有財産取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あつた。	
(注意事項)なし	
監査対象所属 福祉保健部 女性相談所	
監査対象期間 平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日 平成26年11月26日、平成27年1月20日	
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 駐車場料金について変更があつた職員の通勤手当の認定において、変更のための通勤届を提出されることなく、変更前の通勤届に変更内容を加筆することにより通勤手当額の確認及び決定が行われていた。	
また、決定事項欄に手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離が記入されていなかつた。	
(注意事項)なし	
監査対象所属 福祉保健部 中央児童相談所	
監査対象期間 平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日 平成26年12月2日、平成27年2月4日	
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
(指導事項) ブラザ清掃業務委託負担金（平成26年2月分）について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかつた。	
(注意事項)なし	
監査対象所属 福祉保健部 都留児童相談所	
監査対象期間 平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日 平成27年1月8日	
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 貨物物品である外来診察室用パソコン等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有品払出調書が作成されていなかつた。	
(注意事項) 1件 (物品1)	
監査対象所属 福祉保健部 障害者相談所	
監査対象期間 平成25年9月～平成26年10月	
監査実施日 平成27年1月8日	
監査の結果	
(指導事項) 指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象所属	福祉保健部 精神保健福祉センター	(指導事項)
監査対象期間	平成25年9月～平成26年10月	1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。
監査実施日	平成27年1月8日	指導事項 8件 (収入1、支出1、給与1、物品2、財産1、契約2)
		①収入について、次のとおり収入未済があった。
(指導事項)なし		ア 児童福祉施設費負担金 過年度分 740,230円 平成26年度分 243,540円
(注意事項)1件 (契約1)		
監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月3日、平成27年1月21日	監査の結果
		監査の結果
(指導事項)2件 (財産1、その他1)		
1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(12月)現在、実施されていなかった。		
2) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多數あった。		
指導事項 7件 (収入1、支出2、給与1、物品2、重点事項1)		
①歳入について、次のとおり収入未済があった。		
ア 児童福祉施設費負担金 過年度分 1,722,636円 平成26年度分 132,000円		
イ あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,647,005円 平成26年度分 1,773,514円		
合計 先数 672,1,854,636円		
②新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかつた。		
③甲種防火管理者新規講習に係る経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。		
④通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていた。		
⑤人工呼吸器などの貸借物品である機器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。		
⑥財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、成人寮の指定管理者が管理している備品の現品確認が行われていなかった。		
⑦住居手当の認定において、住居手当が給上家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていなものがあった。		
(注意事項)なし		

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	(指導事項)
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。
監査実施日	平成26年11月11日、平成27年1月14日	指導事項 8件 (収入1、支出1、給与1、物品2、財産1、契約2)
		①収入について、次のとおり収入未済があった。
(指導事項)なし		ア 児童福祉施設費負担金 過年度分 740,230円 平成26年度分 243,540円
(注意事項)1件 (契約1)		
監査対象所属	福祉保健部 審生環境研究所	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月18日、平成27年1月20日	監査の結果
(指導事項)なし		
(注意事項)1件 (契約1)		

<p>1) 業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。</p> <p>①一般廃棄物処理委託契約外5件は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていたなかった。</p> <p>②産業廃棄物（廃油）処理委託契約書及びモニタリングポストの売買契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかつた。</p> <p>③産業廃棄物（廃油）収集・運搬委託契約書に收入印紙が貼付されていなかつた。</p> <p>また、一般廃棄物処理委託契約書に貼付すべき收入印紙の金額に誤り（不足）があつた。</p> <p>④産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書外3件について、条項の番号が相違しているものなど条項の規定に不備があつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月2日、平成27年1月16日
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	
監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
<p>監査の結果</p> <p>指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。</p>	
監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成25年10月29日、12月1日
<p>監査の結果</p> <p>指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。</p>	
監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月23日、11月26日
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (有価葉物取扱手当)</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (支払1)</p> <p>1) 平成25年7月分の授業料インターネット回線利用料については、年1回支払うこととなつてゐるドメイン更新料も合わせて請求があつたが、ドメイン更新料の支払い手續を行わなかつたため、公共料金資金前渡戸座へ請求額より少ない金額が入金され、残高不足のため口座振替が不能となり、支払いが遅延してゐた。その結果、延滞利息が発生してゐた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月22日、11月25日
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (収入1、支出1、給与1)</p> <p>1) 蔽入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>接業料　過年度分 先後4件 1,183,250円</p> <p>2) 都留キャンパスの平成25年1月税務分電気料の支払が退延し、遅延利息が発生してゐた。</p> <p>3) 源泉所得税の過誤納があり、山梨税務署に過誤納額還付請求をした際、維部金として収納すべきであったが、調定伺いを作成しないまま給与の資金前渡職員口座に還付を受けていた。</p> <p>(合計35,967円)</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	産業労働部 岐南高等技術専門校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日
<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) なし</p>	

監査の結果	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月17日、11月18日
(監査の結果)	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件 (契約1)
監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成25年8月～平成26年10月
監査実施日	平成27年1月8日
(監査の結果)	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件 (給与1)
監査対象所属	観光部 大阪事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月11日、平成27年2月5日
(監査の結果)	
(指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはないかった。)	
監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月11日、12月15日
(監査の結果)	
(指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはないかった。)	
監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成25年11月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年1月15日
(監査の結果)	
(指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。)	
監査対象所属	農政部 農産試験場
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月21日、11月27日
(監査の結果)	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件 (契約1)
1) 清掃業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。 ①第4条において清掃業務と異なる業務に対して委託料を支払う規定になっていた。また引用 条文に誤りがあった。 ②第5条において委託料ではない売買代金の支払いについて規定されていた。	
監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月16日、11月17日
(監査の結果)	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
1) 取得用地に未登記のものがあった。	
(注意事項)	1件 (契約1)
監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月22日、11月21日
(監査の結果)	
(指摘事項)	1件 (収入1)
1) 電柱等の設置を目的とした土地の継続使用許可に係る平成26年度の行政財産使用料につい て、収入の手帳きが行われていないものが7件あった。(合計133,210円)	

<p>(指導事項) 1件 (重点事項1) ① 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかつた。 (要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)</p> <p>(注意事項) 1件 (給与1)</p>	
監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月15日、11月21日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与1、財産1) 1) 給与の資金前渡に係る口座について、4月1日付けの定期人事異動で、資金前渡職員に交替があつたが、監査日現在「資金前渡職員(変更)通知及び印鑑届」が給与支払管理者及び指定金融機関に提出されておらず、口座の名義が变更されていなかつた。 2) 公有財産の使用許可事務において、平成23年4月から使用許可期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかつた。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月8～10日、11月10日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1) 1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していたものがあつた。 また、行政財産使用許可書において許可日に誤りがあるものが2件あつた。	
(注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	県土整備部 新環境・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年6月
監査実施日	平成26年9月30日～10月2日、11月6日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2) 1) 平成25年分の年末調整に係る所得税還付金(2名分)が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計97,000円)また、還付金が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。 2) 雜部金の出納に誤りがあり、健康保険料及び厚生年金保険料の残高が過大となっていた。 また、保険料にかかる雜部金繰越整理簿について、納人ごとに整理されていなかつた。	
(注意事項) 1件 (給与1)	
監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月6～8日、11月25日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1) 1) 平成25年度釜無川流域下水道釜無川浄化センター長寿命化施設・設備詳細設計業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかつた。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成25年11月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月16日、11月14日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (工事1) 1) 広瀬ダム周辺フェンス改修工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービ	

監査対象所属	岐東教育事務所
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)2件(給与2)	
1) 嶺山中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計172,113円)	また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。
2) 三富小学校において、鉄道を利用した県外旅行に係る旅費を支給していたが、片道分の運賃しか支給されていなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	岐南教育事務所
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年10月30日、12月24日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件(給与1)	
1) 大木東中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計123,989円)	
(注意事項)なし	
監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件(給与1)	
1) 大木東中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計123,989円)	
(注意事項)なし	

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月4日、平成26年12月18日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)2件(物品2)	
1) 貸借物品である教育情報収録用ファイアウォールサーバ及びこすもす教室で使用するパソコン等(3台)について、財務規則第16条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	
2) 郵便切手類受払簿に、次のとおり不備があった。	
① 平成26年4月に購入した郵便切手類が財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していない。	
② 石和こすもす教室の郵便切手類受払簿において、平成25年12月の前月繰越枚数及び金額が誤って記載されていたため、監査日現在、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月28日、平成27年1月15日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件(支出1)	
1) 平成25年度の下期に実施された造形広場の講師に対する報償費及び旅費について、年度内に支払いが行われず平成26年度予算から平成26年5月に支払いされていた。(合計63,848円)	
(注意事項)1件(契約1)	
監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月7日、平成27年1月8日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)2件(給与2)	
1) 扶養手当の認定において、扶養親族のうちの1人が支給要件を喪失(22歳に達した子)していたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	
2) 平成26年度の離部金繕整修理簿が作成されていなかった。	
(注意事項)1件(給与1)	
監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月

監査実施日	平成26年12月9日、平成27年1月28日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)1件	(支出1)	
1) 財務規則第71条第3項により、臨時所要の経費については、その都度必要最小限の予定額を資金前渡職員に前渡することとされているが、平成26年5月から6月にかけて複数回の支払いが行われた刈払機取扱作業者講習会外5件の安全衛生教育講習に要する経費について、平成26年4月30日に一括して資金前渡職員に資金を前渡していた。そのため、資金前渡された資金の一部が長期間にわたり現金で保管されることとなり、上記規定の趣旨に反する取扱となっていた。		
また、財務規則第72条第1項により、資金前渡職員は前渡資金出納書に現金の出納を記載することとなっているが、前渡資金出納書には平成26年6月9日に全額が支払い額として記載されており、それぞれの支出に対応する現金の出納が記載されていなかった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	文学館	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年1月28日、平成27年2月5日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件	(契約1)	
監査対象所属	北杜高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月28日、12月9日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件	(契約1)	
監査対象所属	韮崎高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月28日、12月9日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)なし		
監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年1月27日、平成27年1月30日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)2件	(物品1、財産1)	
1) 貨物品である車両について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。		
2) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から使用料を改定したものが3件、使用許可期間を更新したものが2件あったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。		
(注意事項)2件	(物品1、契約1)	
監査対象所属	甲府西高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月13日、平成27年1月9日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)なし		
監査対象所属	韭崎工業高等学校	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月29日、12月24日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)1件	(支出1)	
1) AEDの賃貸借サービス契約(ファイナンスリースに該当しない契約)の賃借料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率(5%)適用の経過措置を受けていたが、社会保険の安定財源の確保等を図る税制的抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(附則第5条第8項に定める通知(経過措置の適用を受けているものであるとの通知)を契約相手方から受領していなかった)。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	甲府南高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	